

佐野市立吾妻小学校いじめ防止基本方針

栃木県や佐野市の基本方針にのっとり、本校においても、いじめはいつでもどこでもおこりうるという問題意識を常にもって校内体制の充実を図り、教職員が共通理解のもとに指導にあたる。いじめを見逃さない、いじめは絶対に許さない、いじめはいじめた側が悪いという共通認識のもとで校内指導にあたり、家庭とも連携していじめ防止に取り組む。

いじめ防止等の対策のための組織的な対応として、校内児童指導委員会を組織し、全職員、または必要に応じて関係機関とも連携しながら、いじめの起こらない学校づくりに向け、未然防止策を講じるとともに、いじめが疑われる場合には、早期の解決に向け組織的に対応する。

仮に重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告し、指示指導をおおぎながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求める。

1. 組織的な対応

いじめの早期対応に向けて、児童指導委員会（月一定期開催）を組織する。緊急の場合、校長、教頭、教務主任、児童指導主任、教育相談係、担任による臨時のいじめ対策委員会を組織する。いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向けて対応する。

2. いじめの未然防止

児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通していじめを絶対許さない心やいじめを起こさない心を育成する。そのために、以下の内容を中心に心の教育に努める。

- 校長講話（N・K・Gを通した心を育てる話）
- 道徳教育、人権教育の充実（校内人権旬間を中心にして）
- あいあいあい活動を中心にしたあいさつ運動の実施
- 善行表彰「桃梨賞」の実施

3. いじめの早期発見

いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを教職員が強く認識し、児童の些細な変化を見逃さないようにいじめの疑いがある場合には、組織的に対応するようにする。以下の点を中心に、早期発見に努める。

- 学校生活アンケートを月末に実施
- 年2回（6月、12月）に全児童対象の教育相談を実施、保護者対象の個別面談（7月）
- 年2回のQ-Uテストの実施
- SCやSSWとの連携

4. いじめの早期解決

いじめられている側の児童を守り、いじめている側については、行為の善悪を理解させるとともに反省させ、学校組織としてしっかり指導する。必要に応じて家庭訪問の実施や関係機関との連携を図る。

- ①事実の確認 ②報告（担任 → 児童指導主任 → 教務・教頭 → 校長）
- ③児童指導委員会等での対応策の話合い ④具体的な指導